

第27回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年8月31日（木）
9時30分から11時33分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 16名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・田端功委員、金丸勇太委員、谷元英昭委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- 6 農業委員会事務局 田中局長・蛭原次長・日高・藏富
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第27回日南市農業委員会総会を開会いたします。2番田端功委員と6番金丸勇太委員、15番谷元英昭委員につきましては、欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は16名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に16番山口光彦委員、17番山本博己委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査

事務局	を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました4件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から4番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は植林のため、受付番号2番は倉庫及び資材置場用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました16件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が14件で、受付番号1番、8番、9番、15番は一般個人住宅用地のため、受付番号2番から5番、12番から14番は植林のため、受付番号6番は建売住宅用地のため、受付番号10番は一般駐車場用地のため、受付番号16番は通路用地のためとなっております。使用貸借権設定が2件で、受付番号7番、11番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件となっております。 次に、総会資料7ページから9ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農

10:10	事務局	業委員会の決定が必要でありますので、7件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が7件となっております。 次に、総会資料10ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものです。 次に、総会資料11ページです。議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、審議していただきますよう提案いたします。詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明いたします。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について、4件の審議をお願いします。
	平 賀	それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。 はい、18番平賀です。受付番号1番について説明します。8月25日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話

平 賀	確認しております。申請地は酒谷地区永野で、永野公民館から北へ約 500mの所にある畑です。譲渡人は県外在住で農地の管理が出来ないため譲りたいとのことです。譲受人は、申請地の周辺で大規模にお茶を栽培されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 2 番について説明します。8 月 26 日、大窪地区担当の井上委員に協力いただき、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は大窪地区仮屋で、県道 3 号線を串間方面へ向い、大窪地区公民館を過ぎてすぐ左折し農道を約 1 km 進んだ頂上付近のみかん園です。譲受人は、みかん農家で経営規模拡大です。譲渡人は高齢のため管理できないとのことです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 3 番について説明します。8 月 26 日、譲受人と面談し現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校より串間方面へ約 6 km 進んだ潟上上地区内に点在する水田及び果樹園 44 筆です。譲渡人は果樹を中心に農業経営されていましたが、現在療養中で、譲受人の長女に譲られることになったそうです。申請地の中には、荒れている所もありましたので、今後は適正に管理していただくように指導いたしました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 4 番について説明します。8 月 28 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は南郷町脇本で、南郷駅より県道南郷北方線を串間方面へ約 1.5 km 進み、西に約 500m 進んだ所です。農地に隣接する空家を購入し、農地も一緒に購入となったようです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 1 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。

10:16	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4番作本です。受付番号1番について説明します。8月25日、申請人に電話確認し現地調査しました。申請地は、細田地区下塚田で、県道3号線と県道54号線の交差点から大窪方面へ約500m進んだ西側にあります。周囲は山林で申請地に繋がる道路はありません。杉の伐採用の作業道路と沢を伝って約40分の所です。譲渡人は平成31年に相続しましたが、既に杉が植林されており、今回知人の林業業者から伐採の話があり調べたところ登記地目が畑で申請に至ったとのことです。譲受人は、伐採後植林し山林として管理していくそうです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	それでは、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号2番について説明します。8月28日、申請人に立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町曾和田地区で、県道日南高岡線と広域農道の合流地点付近の7筆です。申請人は建築業を営んでおり、現在の倉庫が手狭になったということで、今回申請地に倉庫及び資材置場用地を計画しています。現在埋め立てしている状態で、巡回時に無許可建築が判明し、再三指導し今回の申請に至りました。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長 全委員	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。 ありません。
10:21	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長 山 口	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、16件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番から4番について、担当委員より報告願います。 はい、16番山口です。まず受付番号1番について説明します。8月26日、譲渡人と譲受人双方に電話確認し現地調査しました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は現在県外に在住しております。譲渡人は市内で農業を営んでいます。申請地は飢肥地区楠

	山 口	原で、本町橋から旧国道 222 号線を酒谷方面へ約 800m 進みコミュニティバス掘割バス停を左折し約 50m 進んだ所です。譲受人の両親は現在申請地の隣に住んでいますが、建物が古く、住宅を新築し住んでもらうことにしましたが、現地を測量したところ建物の一部が申請地にまたがることが判明し、今回の申請となったようです。譲受人も退職後は帰郷し一緒に住むことにしています。生活排水、汚水は現在と同じく合併浄化槽で処理し側溝に流します。雨水については、自然浸透処理、一部は市道の側溝に流すとのことです。始末書も添付されております。問題ないと思います。 続きまして受付番号 2 番から 4 番につきましては、譲受人が同一で申請地が隣接していますので一括して説明します。譲受人は、市内で林業を営んでいます。受付番号 2 番と 4 番の譲渡人は県外在住で、受付番号 3 番の譲渡人は市内在住です。申請地は、国道 222 号線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点を限谷方面へ 1.5 km 進み、ふるさと農道の頂上の三差路付近です。三差路を右折し約 50m 進み、みだり橋林道の標識を右折し約 100m 進んだ周辺が受付番号 2 番の申請地です。標識から林道を約 1 km 進むと伐採された広大な土地が広がっています。受付番号 3 番、4 番の申請地はこの周辺です。譲渡人は、3 人とも父または母からの相続で、農地法の許可を得ずに植林したとのことです。譲渡人は、今後土地の管理をする意思が無いため譲受人に譲渡することになりました。譲受人は取得後、植林し造林計画に基づいて管理していくとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。雨水は自然浸透処理し、必要に応じて土留め等の工事を行うとのことです。土地改良区の管轄外です。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 5 番について説明します。8 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、吉野方交差点から広域農道を北郷方面へ約 200m 登って左側の山林へ入り、急傾斜地のコンクリート道路を約 100 進んだ所に 3 筆あります。現状は、孟宗竹、雑木、杉が繁茂した急傾斜地で農地としての利用はとてもできない所です。譲渡人は高齢で離農です。譲受人は素材生産業者で取得後は杉を植林し、山林として維持管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。

	平 賀	はい、18 番平賀です。受付番号 6 番について説明します。8 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。なお、譲渡人には電話確認しております。申請地は、星倉三丁目で、国道 222 号線沿いの釈迦尾野バス停から西南方向へ約 100m の所にあります。譲渡人は高齢で農地の管理が出来ないため譲りたいとのことです。譲受人は県内で建売住宅を建築販売する建設会社です。今回住宅用地として申請地を取得して注文住宅を建築する予定です。周辺には農地はありません。建築にあたって、境界にはブロック塀を設置し雨水は道路側溝に排水し、污水及び生活雑排水は日南市公共下水道に接続します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番から 9 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。まず受付番号 7 番について説明します。8 月 26 日に現地調査しました。貸付人、借受人には電話で確認しました。貸付人と借受人は祖母と孫の関係です。申請地は戸高二丁目で、大柳街区公園から南の方向へ約 80m の所です。祖母の土地を借りて住宅を建築するとのこと。建築にあたっては污水、生活排水は合併浄化槽にて処理し側溝へ流し、雨水等は隣接の土地に影響しないように処理し、建築物は平屋建てにして周辺農地に影響がないようにします。問題ないと思います。 次に受付番号 8 番について説明します。8 月 26 日、現地調査し、譲渡人、譲受人双方に電話確認しました。申請地は、吾田地区西弁分です。中浦公民館より東の方へ約 200m の山裾になります。譲受人は駐車場として管理するとのこと。申請地の隣地は住宅地と山林で、影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 次に、受付番号 9 番について説明します。8 月 25 日現地調査し、譲渡人譲受人双方に電話確認しました。譲渡人は県外在住で手放すとのこと。譲受人は現在夫婦と子供 2 人の 4 人家族で借家住まいですが、手狭になった為、申請地に自宅を建設するとのこと。申請地は戸高四丁目で、衣料品店の北側 100m の所です。隣接地との境界にはブロック塀を設置し污水及び生活排水は日南市公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 10 番について説明します。8 月 28 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田東十一丁目で、産業道路沿いの書店の斜め前に位置する病院に隣接する畑です。譲受人は

山 元	隣接の病院を開業している医者です。病院は駐車場が狭く、従業員と患者が停める 13 台分しかなく不足しているため、申請地を取得し駐車場として利用したいとのことです。敷地の北東側は農地ですが、ブロック塀を設け土砂の流出等を防ぎ周囲の環境に十分配慮するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
高 橋	はい、14 番高橋です。受付番号 11 番について説明します。8 月 26 日、貸付人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区東弁分で、県道日南高岡線沿いの東弁分交差点を北側に入った所です。貸付人と借受人は親子関係です。今回実家の近くに家を建てたいということで本申請地に建設予定です。西側、東側は宅地、北側は道路、南側は 2.5m の水路を挟んで水田となっています。農地への影響はないと思います。雨水排水は適切に排水される計画となっています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番については、報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 12 番、13 番について、申請地が隣接しており譲受人が同一ですので一括して説明します。8 月 25 日、譲渡人に電話確認し、8 月 28 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。受付番号 12 番の譲渡人は 3 人で、申請地は東郷地区松永字苦木の 5 筆です。県道 28 号線から谷川沿いを約 1 km から 2 km 山間部へ入った所です。登記地目は畑ですが、現況はすべて山林です。受付番号 13 番の譲渡人は 1 人で、申請地は東郷地区松永字長迫及び松ケ迫の 3 筆です。長迫は受付番号 12 番の苦木の隣です。各譲渡人は親から相続したそうですが既に杉が植林されていたそうです。譲渡人は管理が出来ないということで今回売買することとなったようです。始末書も添付されています。譲受人は林業を営んでおり地域森林計画に基づき適切な森林管理を行えると思います。周囲に影響を与える農地はありませんが、必要に応じて土留め等を行い土砂等の流出防止に努めるよう指導しました。雨水排水については、地下浸透で処理し必要に応じて水路等を設けるとのことです。土地改良区の管轄外です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。

井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 14 番について説明します。8 月 25 日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、大窪小学校から串間方面へ県道 3 号線を約 200m 進み、左折し柑橘園地帯を約 500m 進むと左側に広がる山林です。譲渡人は昭和 48 年に相続されており、当時から杉が植林されていたとのことです。今回譲受人に相談され売却することにしたそうです。譲受人は取得後伐採し植林し山林として管理していくということです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 15 番、16 番について、担当委員より報告していただく前に受付番号 16 番の申請人欄の空欄について事務局より説明してもらいます。
事務局	はい、受付番号 16 番の譲渡人の欄が空欄について説明させていただきます。これは民事調停法案件でありますので、空欄に民事調停法案件と記入をお願いします。
議 長	それでは、受付番号 15 番、16 番について報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。まず、受付番号 15 番について説明します。8 月 29 日、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人と譲受人は親子の関係で、譲受人の娘さんと同居していますが、手狭になり今回隣の畑の部分を利用し増築したいとのことです。申請地は北郷町郷之原で、立野住宅の中間地点に位置します。周辺は譲渡人の名義の畑で、後ろの方に隣接する竹山があります。その方の了解も取られておりました。問題ないと思います。 次に、受付番号 16 番について説明します。先ほど事務局から説明がありましたが、申請人は、宮崎在住のため現地確認は立ち会いしておりません。申請地は、北郷町郷之原の県道日南高岡線沿いで、左手に居酒屋と右手に酒屋があり、酒屋に隣接する北側の土地です。隣はガソリンスタンドです。民事法第 17 条による請求調定の案件です。現況は数十年前から宅地です。敷地の奥にある家に繋がる通路用地を分筆して登記したいということです。残りも調定が終わったということで今後案件として出てくるのかなと予測します。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
会 長	私の方から一つよろしいでしょうか。受付番号 8 番につきまして、用途が駐車場ということで報告されましたが、総会資料には用途は一般個人住宅用地となっています。
山 本	私がいただいている調査表には本人記載で駐車場となっていますので駐車場で報告しました。

10 : 52	議 長	事務局説明をお願いします。
	事務局	申請書は2部提出ですが、そちらの方は住宅駐車場と記載されていないでしょうか。
	山 本	住宅と書いて駐車場として管理すると書いてあります。そのうち宅地として販売するのではないかと思います。
	議 長	一般個人住宅用地ということで、原本は書き直しがされています。一般個人住宅の中に駐車場もできますから、一般個人住宅用地ということでよろしいでしょうか。
	事務局	土地利用計画図、建物平面図も添付されています。
	議 長	一般個人住宅の中に駐車場も作るという計画としての申請ということで進めてよろしいでしょうか。
	議 長	他に質疑はありませんか
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について報告願います。
	平 賀	はい、17番平賀です。受付番号1番について説明します。8月25日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。譲渡人には電話確認しました。申請地は東郷地区東弁分で、東九州自動車道東郷インターチェンジから県道434号線を運動公園の方に進み、日高橋を過ぎて約100mの所を南に左折し約100mの所です。譲渡者は市外在住で農地の管理が出来ないということで譲りたいということです。譲受者は繁殖母牛を経営する認定農業者です。申請地には飼料作物を栽培する計画です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。8月23日、譲渡者、譲受者に連絡し、現地調査しました。申請地は南郷町榎原地区札之尾で、札之尾地区ふれあいセンターから北へ約800mの所です。譲受者は経営規

10 : 55	倉 元	模拡大です。譲渡者は高齢による経営規模縮小です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について 7 件の審議をお願いします。まず、受付番号 1 番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。8 月 25 日、現地調査しました。申請地は、吉野方地区の西ノ村と徳ノ峰の耕地整理された水田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 2 番について説明します。8 月 27 日、申請地は細田小学校バス停から大窪方面へ約 300m の左手です。貸付者は既に離農されており、財産整理中で買い手が見つかるまで中間管理機構に預けるとのことです。問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 3 番について説明します。8 月 28 日、現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、老人福祉施設近隣の山手の水田 2 筆です。借受者が稲作を辞められ今回の案件となりました。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 4 番について説明します。申請地は北郷町郷の原で、北郷さくら

木 脇	アリーナの前の圃場の真ん中あたりの1枚です。貸付者は大規模に農業をされていましたが規模縮小をしたいという意向です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番から7番について担当委員より報告願ひします。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。まず受付番号5番から説明します。貸付者に連絡し8月23日現地調査しました。申請地は南郷町榎原地区札之尾で、札之尾ふれあいセンターから南に約2km以内にある果樹園13筆です。貸付者は高齢で後継者が亡くなり農作業は出来ないということで中間管理機構に預けるとのことです。 次に、受付番号6番について説明します。貸付者に連絡し現地調査しました。申請地は南郷町榎原地区札之尾で、札之尾ふれあいセンターから1kmの所にある果樹園5筆です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。 次に、受付番号7番について説明します。8月23日、貸付者に連絡し現地調査しました。申請地は南郷町榎原地区で、国道220号線沿いの飲食店から西へ500m、北へ1kmの果樹園2筆です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員のから農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
山 本	はい、議長。17番山本です。
議 長	はい、17番山本委員。
山 本	はい、17番山本です。受付番号1番について質問します。貸付者と借受者の法人の代表者は同一だと思いますが、こういう方法はいいのでしょうか。自分の土地を中間管理機構に預けてそれを法人が受けるということですが、法人だから出来るのでしょうか。
事務局	はい、こちらですが確かに借受予定者につきましては、法人の代表者が貸付者と同一ですが、日南市農業委員会としましては集積についての審議となります。配分につきましては、県が審議しまして公告することとなっています。日南市としましては、使いやすいように集積するという審議を行います。
会 長	今までは、総会資料の中間管理権設定各筆明細の右から2番目の借受者氏名は無かったと思います。今までは別途報告事項で報

11:06	会 長	告を受けていました。県に貸した後に県が法人に貸すからいいということです。農地所有適格法人ですので、もちろんいいです。農地中間管理事業においては、A to A といって、私が農業振興公社に貸して、農業振興公社が私に貸すという方法もOKです。 国としては集積率が上がったという言い方をしてきました。補助金の算定も面積に含まれています。
	杉 本	はい、議長。5 番杉本です。
	議 長	はい、5 番杉本委員。
	杉 本	はい、5 番杉本です。私も農事組合の代表ですが、自分の水田を、中間管理機構を通して農事組合にもう 10 年預けています。ですので A to A 可能だと思います。 集積率を上げるためにこういうことはありうるということです。
	山 本	はい、わかりました。
	議 長	その他質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積等計画中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。8 月 25 日、三賢委員立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、三賢委員の自宅近くということで立ち合いをお願いしました。願出人には電話で確認しております。申請地は飢肥地区板敷で、飢肥駅より北へ約 2 km 入った山の中腹にある道路沿いの一画です。登記地目は畑ですが、現況は山林で、周囲も山林となっています。非農地証明の該当事項の 5 番にあたる状況です。証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。

11:09	向 高	金丸委員が欠席ですので代わって受付番号 2 番について説明します。8 月 28 日に、願出人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区で、国道 222 号線沿いにある造林業事務所から西へ約 50m 入った原野です。非農地証明の該当事項の 5 番にあたると思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 6 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 7 号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、農政課職員より説明をお願いします。
	農政課	農政課の岩下です。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明させていただきます。この案件は、農業経営基盤強化促進法いわゆる基盤法の第 6 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものです。改正の趣旨といたしましては、まず、この基本構想ですが基盤法の目的に資するために法第 5 条の規定に基づき県が定めた基本方針を指針としまして同法第 6 条の規定に基づき市が策定するものになっております。見直しの背景ですが、基盤法の令和 5 年 4 月に改正されまして、その改正に伴う記載内容の追加、並びに県基本方針の見直しを踏まえた変更を行います。見直しのポイントですが、1 点目がただ今説明しました農業経営基盤強化促進法の改正に伴う見直しです。主に地域計画関係の追加になります。2 点目が県の基本方針を踏まえて基本的な事項の整合性を図るということになっております。主な改正の内容ですが、お配りしています新旧対照表をご覧ください。左側が改正案、右側が現行となっております、赤字が改正部分になります。まず、第 3 の 1 から 4、農業を担う者の確保及び育成に係る項目の追加です。こちらも基盤法の改正に伴う追加によるものなんですが、農業を担う者の確保及び育成の考え方、市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供等というところで追加をさせていただいております。詳しくは 4 ページ、5 ページをご覧ください。続きまして第 5 の 2 の (1) から (7) に地域計画に係る追加をさせていただいております。地域計画の策定の推進、地域計画の実現に向けた目標地図に基づく農用地集積・集約化の推進等についての記載をさせていただいております。詳しくは 12 ページに記載されています。その他赤字の修正が入っている所が県の見直し

	農政課	しを踏まえまして文言等の変更をしているという所です。内容の文言等につきましては国の示した記載例がありまして、そちらを基に作成しております。議案に戻っていただきまして、施行日が令和5年10月1日の予定となっております。今後のスケジュールとしましては、本日の農業委員会総会において意見をいただきまして、9月上旬に県との協議を行い、9月中旬に県の同意をいただき9月下旬に基本構想の公告ということで予定をしております。以上になります。審議をよろしくお願いいたします。
	議 長	農政課の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	平 賀	はい、18番平賀です。
	議 長	はい、18番平賀委員。
	平 賀	はい、18番平賀です。3ページなんですけど6番の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標の関する目標という文言が消されていますが、(2)新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標とあるのにわざわざ消された理由があるのでしょうか。それから5ページですが、2の市が主体的に行う取組とありますが、中ほどに新規就農者が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとあります。日南市には就労相談員が配置されているのでしょうか。あと、3の関係機関との連携・役割分担の考え方とありますが、他にもちよくちよく関係機関が出てきて解りづらいです。一般的な文書の中では特に連携が必要な所では書いていただいて構いませんがそれ以外は3の関係機関との連携・役割分担の考え方というのがあるので、そこで一括すれば事足りるのではないのでしょうか。
	農政課	まず、3ページの6新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標について、目標という文言削除の件ですが、県の目標数値が無くなっておりまして、独自で設定しても構わないということだったんですが、県の目標がないということで日南市も削除させていただきました。2番目の就労相談員ですが、就労相談員という立場の人いませんが、県、JA、市で就農相談体制を作っておりますので、職員が相談を受けているということになります。関係機関チームになってそういう体制を取っているという風にとらえていただきたいと思います。これはあくまでも構想ですので、今後相談員を設置するかというのは今後の検討課題かなと思っております。3番目の関係機関との連携・役割分担の考え方の記載につきましては、ご意見を踏まえまして県とも検討させていただき、修正するなり残すなりしたいと思えます。以上です。
	平 賀	はい、18番平賀です。

議 長	はい、18 番平賀委員。
平 賀	はい、18 番平賀です。農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標についてですが、県が削除したのであえて記載する必要はないということなのですが、新規就農者が減っている実情から考えると、かなり重要な市としての課題かなと思うので、市として目標を掲げて推進すべきではないかと思うのですが。
農政課	今の件につきまして、この基本的構想の中での数字は削除した所ではありますが、市の事業として指標を掲げております。年間の新規就農者の目標人数は掲げております。それに向けて推進しているということです。以上です。
議 長	そのほか、質疑はありませんか。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。
議 長	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎委員。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。今回はあくまでも構想であって、具体的な実施計画というのはまた別にあるんですね。
農政課	事務事業実施管理表というのがありまして、事業を進めるにあたって作っている管理表があるのですが、その中で指標として年間何人という目標を掲げながら推進をしています。
高 崎	市役所内部の事務事業評価という意味ですか。具体的な公表するような計画はないということですか。通常構想があれば、実施するなりの計画があるのが本来かなと思いまして、その中で今回は記載されなかった目標数値が公表されるかと思いました。
議 長	食料農業農村基本計画だったのが基本法になって、県の計画を作って、それが出来上がった段階でそれに見合ったものを市町村が作っていくという言う形になるかと思います。そのあたりは後で出てくるのではないかと思います。
議 長	そのほか、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
会 長	では、議案第 7 号について、同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 7 号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答いたします。

11:21	会 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。
11:33		《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。

第27回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 光彦 

署名委員

山口 光彦 

山本 博己 